

平成15年 第7回 12月(定例)中間市議会会議録(第1日)

平成15年11月28日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成15年11月28日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第7号 中間市選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 3 選挙第8号 中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第 4 同意第8号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 承認第11号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第12号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(日程第5～第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 第46号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市一般職  
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 第41号議案 平成15年度中間市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 9 第42号議案 平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第3号)
- 日程第10 第43号議案 平成15年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第  
1号)
- 日程第11 第44号議案 平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第  
2号)
- 日程第12 第45号議案 平成15年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第  
2号)  
(日程第8～第12 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第47号議案 平成15年度中間市一般会計補正予算(第8号)
- 日程第14 第48号議案 平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第4号)
- 日程第15 第49号議案 平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第  
3号)
- 日程第16 第50号議案 平成15年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第  
3号)

(日程第13～第16 提案理由説明)

- 日程第17 第51号議案 中間市情報公開条例の一部を改正する条例  
日程第18 第52号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例  
日程第19 第53号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第20 第54号議案 中間市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例  
日程第21 第55号議案 中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例  
日程第22 第56号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第23 第57号議案 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(日程第17～第23 提案理由説明)

- 日程第24 第60号議案 中間市人権のまちづくりセンター設置及び管理に関する条例  
日程第25 第61号議案 中間市生涯学習センター条例

(日程第24～第25 提案理由説明)

- 日程第26 第58号議案 中間市道路線の認定について  
日程第27 第59号議案 中間市道路線の変更について

(日程第26～第27 提案理由説明)

- 日程第28 会議録署名議員の指名

### 本日の会議に付した事件

#### 議事日程のとおり

#### 出席議員(21名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
5番 山本 貴雅君	6番 青木 孝子君
7番 久好 勝利君	8番 杉原 茂雄君
9番 岩崎 三次君	10番 堀田 英雄君
11番 井上 久雄君	12番 湯浅 信弘君
13番 掛田るみ子君	14番 香川 実君
15番 上村 武郎君	16番 岩崎 悟君
17番 佐々木正義君	18番 米満 一彦君
19番 下川 俊秀君	20番 片岡 誠二君

21番 井上 太一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	大島 忠義君	助役 .....	藤井 紅三君
収入役 .....	中木 陸君	教育長 .....	船津 春美君
総務部長 .....	柴田 芳夫君	市民経済部長 .....	貞末 伸作君
民生部長 .....	勝原 直輝君	教育部長 .....	工藤 輝久君
建設部長 .....	行徳 幸弘君	水道局長 .....	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長 .....	中村 忠雄君
合併問題対策室長 .....			村田 育男君
総務課長 .....	鳥井 政昭君	企画財政課長 .....	牧野 修二君
秘書課長 .....	白尾 啓介君	下水道課長 .....	佐藤 満洋君
生涯学習課長 .....	津田 正人君	土木課長 .....	是松 俊彦君
健康増進課長 .....	中尾三千雄君	介護保険課長 .....	是永 勝敏君
人権推進課長 .....	中村 次春君	税務課長 .....	中野 諭君
選挙管理委員会事務局長 .....			井上 敏幸君
社会福祉課長補佐 .....			溝口 悟君

事務局出席職員職氏名

局長 岡部 数敏君	次長 渡辺 恭男君
書記 赤木 良一君	書記 岡 和訓君

## 午前10時00分開会

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。本会議に入る前にお知らせを申し上げておきます。本日、報道カメラの取材が入っております。これを許可いたしておりますので、お知らせを申し上げておきます。

それでは、ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しております。これより平成15年第7回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承お願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

### 日程第1．会期の決定

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から12月19日までの22日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は22日間と決しました。

### 日程第2．選挙第7号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、選挙第7号中間市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

中間市選挙管理委員会委員に岡部幸典君、平田陽子さん、井上公宏さん、瓜生修一君を

指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を中間市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が中間市選挙管理委員会委員に当選されました。

日程第3・選挙第8号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第3、選挙第8号中間市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。中間市選挙管理委員会委員補充員に日野山孝太郎君、野崎幸一君、渡邊鹿寿子さん、池田久紀君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を中間市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が中間市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第4・同意第8号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第4、同意第8号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

おはようございます。同意案第8号固定資産評価審査委員会の委員の選任について提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります今井昇氏の任期が本年12月25日で満了いたしますことから、後任の委員として引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第8号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより同意第8号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は20人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は「賛成」と、また反対の諸君は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1 番 中家多恵子議員	2 番 山本 慎悟議員
3 番 佐々木晴一議員	4 番 植本 種實議員
5 番 山本 貴雅議員	6 番 青木 孝子議員
7 番 久好 勝利議員	9 番 岩崎 三次議員
10 番 堀田 英雄議員	11 番 井上 久雄議員
12 番 湯浅 信弘議員	13 番 掛田るみ子議員
14 番 香川 実議員	15 番 上村 武郎議員
16 番 岩崎 悟議員	17 番 佐々木正義議員
18 番 米満 一彦議員	19 番 下川 俊秀議員
20 番 片岡 誠二議員	21 番 井上 太一議員

.....

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（杉原 茂雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩崎三次君及び香川実君を指名いたします。よって、両君の立ち合いを願います。

（開票）

議長（杉原 茂雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。このうち、賛成

20票、反対ゼロ票、以上のとおり全員賛成であります。よって、同意第8号については、これを同意することに決しました。

日程第5．承認第11号

日程第6．承認第12号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第5、承認第11号及び日程第6、承認第12号の専決処分2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

承認第11号及び承認第12号の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、承認第11号平成15年度中間市一般会計補正予算（第5号）につきましては、専決処分といたしましたので、ご報告をいたします。

平成15年10月10日、国会において衆議院が解散しましたことから、11月9日、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることになりました。このことから、投票開票事務従事者の人件費1,014万円、通信運搬費等事務費267万円など衆議院議員総選挙費として歳出予算1,732万円を追加をし、歳入予算としては、衆議院議員総選挙委託金1,732万円を県支出金として計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ171億7,772万円とし、10月10日付で専決処分としたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、承認第12号平成15年度中間市一般会計補正予算（第6号）につきましては、専決処分といたしましたので、ご報告いたします。

平成15年7月13日の集中豪雨において、桜台2丁目の市道御館通谷線沿いののり面が崩壊をし、通行不能となったため、直ちに市民の安全と通行の確保のため仮設防護さく等の仮復旧工事を施工いたしました。また、7月18日のさらなる集中豪雨において、七重団地北側ののり面及び県道小倉中間線が通行不能となりましたことから、同様に大型土のうによる崩壊防止工事を行い被害の拡大を防ぎ、さらに交通を確保するため仮設信号機を設置をし、片側通行回復等の仮復旧を行いました。

その後、直ちにボーリング調査など本復旧に向けて効果ある工法及び設計を検討してまいり、このほどこの2カ所の災害被災地について、その本復旧に向けての実施設計等方針が定まり、直ちに完全復旧を図るべく、歳出予算7,794万円を追加し、歳入予算としては、公共土木施設災害復旧国庫負担金4,990万円及び地方債として補助災害復旧事業債2,490万円、残りを市町村災害共済基金からの取り崩しで措置をし、予算の総額を歳入歳出それぞれ172億5,566万円とし、11月4日付で専決処分をしたものであります。



よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第11号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。ただいま議題となっております承認第11号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、承認第11号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第12号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第12号は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

全員起立であります。よって、承認第12号は原案のとおり承認されました。

#### 日程第7．第46号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第7、第46号議案を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第46号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市一般職職員の給与に関

する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回、ご提案いたします条例改正の主旨は、本年度の人事院勧告に基づく特別職及び一般職の給与の改正を行うものであります。

具体的な改正内容であります。特別職職員につきましては、本年度の12月期の期末手当を現行の支給率1.8月から1.6月に0.2月分削減をいたします。また、平成16年度におきましては、6月と12月の期末手当を0.1月ずつ削減をし、それぞれ1.6月と1.7月とするものであります。

一方、一般職職員につきましては、本年度の12月期の期末手当の支給率を現行の1.7月から1.45月に0.25月分を削減をし、来年度におきましては、6月期の支給率を0.15月、12月期の支給率を0.1月分それぞれ削減し、年間の支給率を4.4月とするものであります。また、本年度の12月期の期末手当から、4月の給与額に官民格差の率である1.07%を乗じて得た金額に4月から11月までの月数を乗じて得た額と本年6月に支給した期末勤勉手当に格差の率を乗じて得た額を合計し、この調整額を控除いたします。

また、諸手当の改正であります。平成16年4月からは、配偶者の扶養手当を現行の1万4,000円から500円減額するほか、通勤手当につきましては、公共交通機関を利用して通勤する職員に対し、これまで1カ月定期券の価格を基礎として支給していたものを6カ月定期券の価格を基礎として支給するように改正いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第46号議案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

議員（7番 久好 勝利君）

ただいま議題となっております第46号議案について、日本共産党議員団を代表して討論を行います。

今回、提出されておりますこの条例改定につきましては、特別職の職員の給与、それから一般職の職員の給与の引き下げであります。我が党は、特別職については歳費の引き上

げに反対する立場から、この引き下げについては同意いたしますが、一般職職員の給与に関するものについては反対いたします。また、後で提案されます議案41号から45号までの各会計の補正予算につきましては、この条例改定に基づいて提案されるものでありますから、これもその立場で討論したいと思っておりますので、議案41号から46号まで一括して反対討論を行います。

これらの案件は、人事院が昨年に続いて国家公務員の給与引き下げを勧告し、それに基づいた給与引き下げ法案が国会で自民、公明、民主などの賛成によって可決したことを受けて、地方公務員にも適用させるために提出されたものであります。

引き下げの影響は、国家公務員と地方公務員、特殊法人の職員など750万人に及びます。国と地方の公務員400万人分だけで給与の削減総額は6,600億円に上り、中間市では419人分で7,647万円になります。これ自体、公務員とその家族の生活に重大な打撃を与え、経済を冷え込ませます。加えて、公務員給与の引き下げが民間を含めた賃下げ競争をあり、年金切り下げなどにも利用されれば、経済危機の深刻化にさらに拍車をかけることとなります。

引き下げの理由は、民間給与の減少で公務員給与が民間給与を上回っているためというものです。大企業はこぞって身勝手なリストラ、人減らしに明け暮れています。その結果、民間企業の現金給与総額の減少が続き、失業は戦後最悪の状態に推移しています。こうした大企業主導の賃下げに合わせて公務員も賃下げをしていたら、公務員の賃下げを理由に企業が賃下げを続け、国民全体の賃下げが購買力の減少、経済の悪化、さらなる賃下げへと悪循環を加速させることは目に見えています。

もともと人事院の勧告は、公務員の労働基本権を奪っているかわりに公務員の利益を守るために設けられているものです。それを公務員の生活を悪化させる賃下げに使い、しかも国民全体に痛みを強制するてこにしようというのは本末転倒です。

さらに、勧告が4月に実施したと仮定して、その減額分を12月の年末手当から差し引くことは、労働条件の切り下げなどの不利益は過去にさかのぼって適用してはならないという不利益不遡及の原則を踏みにじるもので、この原則が崩れれば、一度払った給与を払い過ぎていたから払い戻せということがまかり通ることになり、民間労働者にも影響し、国民的にも不利益を及ぼすこととなります。

以上のことから反対するものであります。

議長（杉原 茂雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第46号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市一般職職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決をいたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

起立多数であります。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8 . 第41号議案

日程第9 . 第42号議案

日程第10 . 第43号議案

日程第11 . 第44号議案

日程第12 . 第45号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第8、第41号議案から日程第12、第45号議案までの平成15年度補正予算5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

第41号議案から第45号議案まで関連がございますので、一括してご提案をさせていただきます。

今回の各会計における補正予算は、さきの人事院勧告に伴う人件費の削減に起因する補正措置であり、先ほど議決をいただきました条例改正を受けまして、給料表の減額改正と期末手当の支給率削減の改正により、各会計におきます給料と期末勤勉手当はもとより、本俸を基礎として一定の率を乗じて算出される管理職手当、調整手当、共済費も減額措置を行うものであります。また、一部ではございますが、職員の異動に伴う過不足の調整も行っております。

それぞれの議案ごとの補正額でございますが、まず第41号議案となります一般会計は、給料、諸手当、共済費を合計をして8,632万円の減額を行います。次に、第42号議案としてお諮りをいたします国民健康保険事業会計におきましては225万円の減額、第43号議案であります地域下水道事業特別会計におきましては18万円の減額、第44号議案であります公共下水道事業特別会計におきましては167万円の減額、第45号議案であります介護保険事業特別会計におきましては52万円の減額を行うものであります。

以上、一般会計予算及び特別会計予算を合わせまして、計9,094万円の減額となります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(杉原 茂雄君)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第41号議案から第45号議案までの補正予算5件については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより第41号議案から第45号議案までの平成15年度各会計補正予算5件を順次採決をいたします。

議題のうち、まず41号議案平成15年度中間市一般会計補正予算（第7号）を起立により採決をいたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を起立により採決をいたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案平成15年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）を起立により採決をいたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（杉原 茂雄君）

起立多数であります。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立により採決をいたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立 )

議長 ( 杉原 茂雄君 )

起立多数であります。よって、第 4 4 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 4 5 号議案平成 1 5 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) を起立により採決いたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立 )

議長 ( 杉原 茂雄君 )

起立多数であります。よって、第 4 5 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 . 第 4 7 号議案

日程第 1 4 . 第 4 8 号議案

日程第 1 5 . 第 4 9 号議案

日程第 1 6 . 第 5 0 号議案

議長 ( 杉原 茂雄君 )

次に、日程第 1 3、第 4 7 号議案から日程第 1 6、第 5 0 号議案までの平成 1 5 年度補正予算 4 件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長 ( 大島 忠義君 )

第 4 7 号議案から第 5 0 号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第 4 7 号議案平成 1 5 年度中間市一般会計補正予算 ( 第 8 号 ) の提案理由を申し上げます。

歳出の主なものは、総務費においては、交通安全対策事業として安全施設整備費 3 0 0 万円、合併推進に要する経費として印刷製本費等 1 7 0 万円、また衛生費では、環境保全対策として使用済み乾電池の廃棄物運搬及び処理費等を合わせて 2 4 0 万円を計上いたしております。さらに、教育費では、行財政改革の一環として施設の効率的有効利用を図るため、勤労青少年ホーム及び勤労者総合福祉会館サンクエストを統合することによる施設修繕費など 2 3 0 万円を計上いたしております。また、学校教育対策として、中間南中学校吹奏楽部の全国大会出場に伴う文化活動出場費補助金など 3 4 0 万円、各学校施設の改善を図るため、修繕費として 5 3 0 万円の予算を計上いたしております。

この歳出に充当いたします歳入予算としましては、普通交付税が本年 7 月に確定いたしましたことから 7, 3 0 0 万円の減額、また臨時財政対策債 3, 0 0 0 万円、国庫支出金及び県支出金 1 億 4, 3 0 0 万円の増額、地方債の借入額 4, 6 0 0 万円の減額などで、さらに残りの不足分につきましては、前年度繰越金から 1 億 4, 5 1 0 万円を充当いたしまして、歳入歳出とも 2 億 7, 0 0 0 万円の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ174億3,900万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、第48号議案平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第4号)の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、総務費では、医療費適正化特別対策事業と保険税適正賦課及び収納率向上特別対策事業費と合わせて390万円計上し、保険給付費では3億3,970万円、老人保健に対する拠出金として3億6,090万円の増額予算を計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金1億4,330万円、医療給付費交付金3億5,590万円、県支出金1億690万円、諸収入1億8,840万円の予算を計上しております。

以上により、歳入歳出とも7億445万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,357万円とするものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第49号議案平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、受益者負担金の一括納付報償金の増額と中底井野に建設されました遠賀川下流浄化センターが供用開始したことに伴い、中間市は遠賀川下流流域下水道事業の関連自治体とともに運営を財団法人福岡県下水道公社に委託するため、出捐金の計上及び流域下水道事業負担金の増額補正を行うもので、歳出については、一般管理費の受益者負担金報償費で884万9,000円増額し、投資及び支出金191万円増額、下水道維持管理費の光熱水費で35万円増額、さらに建設費で流域下水道負担金を60万円増額しております。

以上の歳出に充当する歳入につきましては、分担金及び負担金を1,452万6,000円、繰越金で1,736万円を増額し、歳入欠陥補てん収入を1,984万6,000円減額補正するものであります。

以上により、歳入歳出それぞれ1,204万円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,524万円とするものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第50号議案平成15年度介護保険事業特別会計補正予算(第3号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では、高齢化が進む中、介護保険制度発足から4年目を迎え、介護認定者数や介護サービスの利用意向の増加により、保険給付費が前年度実績より8.6%程度の伸びが予測されますことから、不足分2億5,131万円を計上いたしております。また、基金積立金につきましては、保険給付費等の調整により、4,523万円を基金積立金で減額補正いたしております。

次に、歳入につきましては、歳出の保険給付費増額に伴い、国庫支出金 6,312 万円、支払基金交付金 8,042 万円、県支出金及び一般会計繰入金は、合わせまして 6,568 万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ 2 億 9 2 3 万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 2 6 億 1,384 万円とするものであります。

よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております補正予算 4 件に対する質疑は、12 月 2 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 17 . 第 5 1 号議案

日程第 18 . 第 5 2 号議案

日程第 19 . 第 5 3 号議案

日程第 20 . 第 5 4 号議案

日程第 21 . 第 5 5 号議案

日程第 22 . 第 5 6 号議案

日程第 23 . 第 5 7 号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第 17、第 5 1 号議案から日程第 23、第 5 7 号議案までの条例改正 7 件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

提案理由の前に訂正をお願いをいたします。第 48 号議案の県支出金 1,690 万円が本来ののですけれども、私の方からは 1 億ということで報告いたしておりますので、正確には 1,690 万円が正確でございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは、第 5 1 号議案から第 5 7 号議案まで提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第 5 1 号議案中間市情報公開条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例の改正につきましては、昨年 11 月に情報公開審査会に諮問をし、本年 8 月 20 日に答申をいただき、このたび審査会の答申のとおり本条例を改正をするものであります。

今回の改正は、閲覧手数料等の改正、条例適用日前の文書の公開、外郭団体の情報公開及び公文書の定義についての改正でございます。以下順に改正の内容について申し上げます。

まず、閲覧手数料等につきましては、市民の知る権利を保障し、市民の市政への参加を



より促進をするためにも無料といたしました。また、コピー料金につきましても、審査会では「現行の20円は妥当な額であり、特別高額というわけではない」との答申をいただいておりますが、情報公開を求める市民にとっては低額な料金にした方が利用しやすいわけでありまして、今回10円引き下げることといたしました。

次に、条例適用日前の文書の公開につきましては、これまで適用日前の文書は、量的にも膨大であり内容も多種多様であることから、公開の対象となっておりませんでした。しかし、このことは市の文書管理上の問題であり、市民の請求範囲を狭めているため、今回の改正により適用日前の文書を整理をし公開を義務づけるものであります。また、未整理の文書の公開請求がなされた場合でも、公開に応じるよう努力する旨も規定いたしております。

次に、外部団体の情報公開につきましては、近年外郭団体の情報公開を求める市民の声にこたえるよう、市が2分の1以上出資している法人及び市が年間100万円以上の補助金、助成金等を交付している団体については、その財務に関する情報の公開を行うようにいたしました。

次に、公文書の定義については、これまで「決裁または供覧の手続が終了し、実施機関が管理しているもの」としておりました。今回の改正では、公文書の定義を「実施機関の職員が組織的に用いるものは、公文書に当たる」と改め、決裁、供覧手続が終了していなくても公開の対象とするものであります。

以上、今回の改正内容について申し上げますが、いずれも市民の視点に立ち、この制度がより市民にとって利用しやすいように、また広く情報の開示を受けられるよう、情報公開審査会の答申内容に則って改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第52号議案公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回、ご提案いたします条例改正の主旨は、本年7月、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、条例上に規定してあります引用法令の名称が変更されたことに伴う改正であります。具体的には、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改正いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第53号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法の一部を改正する法律が本年6月に公布をされ、期日前投票制度が新たに創設されることに伴い、期日前投票所の投票管理者等の報酬を定めるとともに現行の投票管理者及び投票立会人の名称を変更するものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第54号議案中間市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回、ご提案いたします条例改正の主旨は、民間企業退職金実態調査の結果を踏まえ、退職手当支給水準の官民格差を解消するため国家公務員退職手当法が改正されましたことから、このことを受けて本市条例も同様の改正をするものであります。

具体的改定内容であります。勤続20年以上で退職する者に対し支給される退職金の調整率を100分の110から100分の104に引き下げるものであります。ちなみに、35年以上勤務し退職する職員に対し支払われる退職金は、退職時の本俸に対し62.7を乗じて算出しておりましたが、今回の改正により59.28を乗じて算出することになります。

なお、本条例の施行日は平成16年4月1日であります。同年同日から平成17年3月31日までの1年間は、経過措置として調整率を100分の107といたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、第55号議案中間市市立保育所設置条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

近年、核家族化の進行や少子高齢社会の進展の中で、女性の就労の増加、就労形態の変化等は、家庭において子どもに対する保育機能の低下を招き、子どもたちが健やかに育っていく環境を著しく阻害しております。児童保育の原点が家庭にあることは言うまでもございませんが、家庭外保育に依存しなければならない現状があることも事実でございます。

本市では、現在七つの保育所（市立2カ所、私立5カ所）で児童保育が行われておりますが、今後ますます増加するであろう女性の就業機会の増加や多様化する就業形態の変化により、保育需要は保育時間の延長とともに一時保育や夜間保育、乳幼児保育や障害児保育等の要望は増加することが見込まれております。すなわち、保育所を福祉の拠点施設としてとらえ、多様化する保育ニーズに的確に対応するため、この改定によりまして公立保育所2園を統合し、保育サービスの充実と保育所の多機能化を図るものでございます。そこで、今回の統合に伴い、条文の整備を行うものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第56号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本市の国民健康保険事業会計は、平成10年度に赤字を計上して以来、毎年度赤字決算となり、昨年度までの累積赤字額は約3億6,000万円になっており、さらに今年度においても、現時点での単年度の決算見込みは約2億円の赤字が予想され、今後も赤字幅の拡大が懸念されることから、現在厚生労働省に赤字解消基本計画を提出をし、その解消に取り組んでいるところであります。長期にわたる経済不況で所得や物価が低下傾向にある中でも、医療費は高齢者医療費を中心にコンスタントな伸びを示しており、平成14年

10月からの医療制度改革による収支面での改善を期待いたしても、その効果はいまだ具体的にあらわれず、このままでは保険給付に支障を来す状況が生じてまいります。

ご承知のように本市の保険税率は平成元年から据え置いたままで、増大を続ける医療費に対して既に現在の税率では保険給付に必要な額が担保できなくなり、県からも早急に対策を講じるよう指導がっております。

こうした状況を受けて、今回、本条例改正の提案を行ったものでありますが、上程に先立ちお諮りをいたしました本市の国民健康保険運営協議会からは、「被保険者の負担軽減のため、赤字解消期間に限って一定の額を一般会計から繰り入れるように」、また「その繰入額については増額をすべし」との意見を付して「保険税の改定はやむを得ない」との答申がっております。

改定の主な内容は、医療費給付に要する基礎課税額の被保険者均等割額1万6,000円を2万円に、世帯別平等割額2万1,000円を2万4,000円にするものであります。なお、この改定によりまして、おおむね8,000万円程度の増収を見込んでおります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第57号議案中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、本来の社会教育及び社会体育施設の使用料の額の改定を行うために必要な条文の改正を行うものであります。具体的な各施設につきましては、働く婦人の家、学校施設、中央公民館、武道場、弓道場、庭球場、市民会館、体育文化センターの以上八つの施設の使用料について改正するものであります。

近年、高齢社会の進展が著しく、住民の健康、スポーツ活動に対する住民の関心が年々高くなっております。市内の社会教育、社会体育施設の利用者も年々増加しており、より質の高いサービスが求められているわけでございます。

ご承知のように、現在自治体の多くは、景気の低迷が続くことにより自主財源が落ち込み、厳しい財政運営を強いられております。こうした中、本市におきましても緊急財政健全化計画に基づきまして行財政改革に取り組んでいるところでありますが、このたびの各教育施設の使用料の見直しは財政健全化の一環として行うものでございます。本市の社会教育、社会体育施設の使用料につきましては、公の施設の性格上、広く市民の方に利用していただくために使用料をできる限り低い額に設定しておりますが、過去10年以上改正を行っておらず、このため他市の類似施設の使用料との比較を行いながら、受益者負担の原則のもと、市民の利用を阻害しない程度の改正を行うものであり、平均約20%の引き上げとなっております。

なお、本条例につきましては、平成16年4月1日からの施行といたしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております条例改正7件に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第24．第60号議案

日程第25．第61号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第24、第60号議案及び日程第25、第61号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第60号議案及び第61号議案の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第60号議案中間市人権のまちづくりセンター設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

21世紀は人権の世紀と言われており、平成12年には人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が制定をされ、その法律に基づき、平成14年には人権教育啓発に関する基本計画が策定をされております。

このことに伴い、今後の同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等の人権問題の全般の解決に取り組むためには、これまで議会において説明してまいりました人権センターの設立が必要であり、21世紀を見据えた人権問題全般を取り扱う中間市人権のまちづくりセンターを平成16年4月1日で設置をするため条例制定の提案を行うものであります。

この中間市人権のまちづくりセンターは、当初は新設で計画しておりましたが、中間市の財政が非常に厳しい状況の中で既存施設の使用を含め検討を行っていたところ、雇用能力開発機構よりサンクエストなかまを購入できたため、平成16年4月1日から同施設を生涯学習センターとして運営をし、その施設で勤労青少年育成等の機能を含めた複合的、効率的な青少年育成事業を実施することとし、既存の中間市勤労青少年ホームを中間市人権のまちづくりセンターとして開設をするものであります。

なお、現在の中間市立隣保館は昭和47年に、岩瀬南町集会所は昭和51年に設置され、今日まで同和問題等の解決に向けた啓発事業や相談業務、講座等を行ってまいりましたが、平成14年3月末をもちまして地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法が失効し、現在隣保館及び岩瀬南町集会所の運営は一般対策として諸々の事業を行ってまいりましたが、この両施設の今後の取り扱いについては現在国及び県と協議中であり、両施設を人権のまちづくりセンターに統合する方針で進めております。

また、これに伴い、中間市勤労青少年ホーム設置及び管理等に関する条例は廃止をいた

します。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第61号議案中間市生涯学習センター条例について提案理由を申し上げます。

平成6年4月1日に勤労者の職業講習及び福祉の増進を図るため、雇用促進事業団と中間市が合築をし、中間勤労者総合福祉センター「サンクエストなかま」を通谷地区に建設をし、その管理運営につきましては、事業団から福岡県へ委託をされ、その後福岡県から中間市へ再委託をされ、中間市がシルバー人材センターに再々委託しておりました。

このたび、国の行政改革の中で雇用促進事業団から雇用・能力開発機構に移行したことにより、事業団所管部分の建物を市町村に有償譲渡することになりました。このことから中間市と雇用・能力開発機構との間で建物を441万5,250円で売買契約を締結をし、また同時に所有権移転も完了しております。

なお、中間勤労者総合福祉センター「サンクエストなかま」の用途変更につきましては、市民の学習活動やスポーツ、レクリエーション、芸術文化活動、ボランティア活動などの生涯学習の拠点施設として活用をいたしたく、ここに生涯学習センターとして条例を制定をするものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております条例制定2件に対する質疑は、12月2日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第26．第58号議案

日程第27．第59号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第26、第58号議案及び日程第27、第59号議案の市道路線2件を一括して議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第58号議案及び第59号議案の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第58号議案市道路線の認定について提案理由を申し上げます。

今回、認定いたします路線は、中鶴公園南側から中鶴団地下水処理場南側までに位置する中鶴73号線、唐戸浄水場東側に位置し、黒川沿いに中尾2丁目から中間2丁目までに位置する中尾中間線の2路線であります。

中鶴73号線につきましては、従来より当該地区住民の生活道路として利用されているため認定するものであります。認定いたします道路の概要を申し上げますと、幅員7.92メートル、延長298メートルであります。

次に、中尾中間線につきましては、従来福岡県が主要地方道小倉中間線の一部として管理してまいりましたが、新たに各路線相互の円滑化、利便性を図ることから、ＪＲ香月線跡地の整備計画において中尾２丁目から旧香月線上を本町交差点まで道路拡充整備を行い県道として管理をし、旧区間を市道として振りかえるものであります。認定いたします道路の概要を申し上げますと、幅員１１．６７メートル、延長１，０７１．５メートルであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第５９号議案市道路線の変更について提案理由を申し上げます。

今回、変更いたします路線は、岩瀬３号踏み切り東側の県道中間水巻線との交差点から岩瀬北町公民館前を通過をし、吉田ボタ山の水巻町との行政界までに位置する行幸尾塘ノ内線の１路線でございます。

この路線は、既存道路の延長を行い、水巻町道松ヶ谷白餅田線と接続をし、地域住民の利便性を図るものであります。変更いたします道路の概要を申し上げますと、幅員９．３メートル、延長８３３メートルに変更するものであります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております市道路線２件に対する質疑は、１２月２日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

#### 日程第２８．会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第２８、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第７６条の規定により、議長において堀田英雄君及び掛田るみ子さんを指名いたします。

議長（杉原 茂雄君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。

午前１１時０５分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            杉   原   茂   雄

議 員            堀   田   英   雄

議 員            掛   田   る   み   子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員